

那須塩原市農業委員会

# 第37回総会議事録

令和5年7月19日(水)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年7月19日（水）午後1時30分～午後2時23分
2. 場 所：西那須野支所300会議室
3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	17	槌江 栄作
〃	7	三本木 直人	〃	18	渡辺 秀一
〃	8	秋元 誠	〃	19	島田 晴子
〃	9	大田原 重夫	〃	20	竹村 文祥
〃	10	田淵 徹			

4. 欠席委員：1名 議席番号16番 江連 節男委員
5. 議事録署名人の指名:議席番号 17番 槌江 栄作委員、1番 石崎 清委員
6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 非農地判断願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項(案)の承認について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

1. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主任	湯田 雅美
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり		
農地係長	上野 純宏		

2. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第37回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、江連 節男委員です。  
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会 総会規則 第19条 第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号17番 樋江 栄作委員と、1番 石崎 清委員を指名いたします。

議案第1号「農地法 第3条の規定による 許可申請について」を議題といたします。  
番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第1号、番号1番について報告します。

農地の売買による所有権移転の申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月6日、午後1時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、野間自治公民館より西へ約500メートルに位置しています。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人が高齢で農業が出来なくなった為です。

経営状況は、水稲137アール、ジャガイモ、ナス、キュウリを10アール作付けしています。トラクター1台、田植え機1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、今後も引き続き水稲を作付けします。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員

議案第1号、番号2番について報告します。

農地に使用貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月13日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より東へ約2キロメートルに位置しています。

仮受人が申請に至った理由は、貸手人と借受人は親子であり、両親が高齢で体力的に農作業が困難になって来たため、今回の申請に至りました。

経営状況は、モモ502平方メートル、リンゴ754平方メートル、ブルーベリー33平方メートルを作付けしています。

申請地の耕作予定は、現在同様に、モモ、リンゴ、ブルーベリーを作付けする予定です。5年後を目途に作付け面積を約2倍にし、収益を2.5倍にする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

樋江 栄作委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。次に、番号3番及び4番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。議案第1号、番号3番について報告します。贈与により所有権を移転する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。調査は、7月4日、午後2時10分頃、申請地で代理人から行いました。申請地は、墓沼自治公民館より南東へ約350メートルに位置しております。譲受人が申請に至った理由は、現在申請地を耕作している譲受人に譲渡人より贈与の申し出があったことから本申請に至りました。経営状況は、335アールの農地に飼料作物を作付けしています。申請地の耕作予定は、牧草を作付けする予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号3番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。議案第1号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、7月3日、午後4時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原クリーンセンターより南西へ約600メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲受人は隣接する農地を耕作しており、譲渡人より売買の申し出があったことから本申請に至りました。

経営状況は、水稲100アール、牧草380アールを作付けしています。

申請地の耕作予定は、牧草を作付け予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員

議案第2号、番号1番について報告します。

申請地を貸駐車場として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、アグリパル塩原より北西へ約2.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、当該地は、もみじ谷大釣り橋森林の駅入り口から約150メートルの位置で、国道400号に面しています。地域の発展を期待し、土地の有効活用を考えておりました。新型コロナの影響も徐々に緩和され交通量も増加傾向にあり、森の駅の人込みも徐々に増加し、活性化が得られつつあります。このような状況の中、土地の有効活用を図るため、砂利敷駐車場として使用するため申請に至りました。

た。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は申請地でしか事業の目的を果たすことが出来ないものと認められるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に貸駐車場を10台分設置する内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲に土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、7月13日、午前11時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第2号、番号2番について報告します。

申請地を駐車場として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立南小学校より北西へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在地において、住宅兼事務所、倉庫を構え3世帯が居住し生活の拠点としています。更に、敷地内には、家族所有の駐車スペースが少なく、来客者は路上駐車するなど危険な状態にあるため、敷地隣接地に来客利用用駐車場を設けるための申請です。また申請人は以前から申請地が農地であることを知りながら庭の一部として利用していました。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は、周辺地域において居住するものの業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に駐車場を10台分設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート土留めが設置してあり、土砂及び雨水の流出を防止します。

尚、転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

現地調査は、7月13日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第3号、番号1番について報告します。

令和5年2月27日に取得した農地転用許可について、事業完了とならず、新たな譲受人により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市二つ室公民館より東へ約1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は、7月13日、午前9時10分頃に行いました。

変更の理由は、当初孫の夫への使用貸借による住宅建築を計画していたが、相続税精算課税制度を利用するため、実孫への贈与に切り替える必要性があることから、本申請に至ったとのこと。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

松本 誠治委員 番号1番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

議案第4号、番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、烏ヶ森公園より東へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、需要の多いJR西那須野駅周辺に宅地分譲地を造成したいと考えていたところ、商業地域から近く、交通のアクセスも良く、通勤、通学にも便利な当該地が見つかり、近くに公園があり日当たりも良く上下水道が前面道路に埋設されていることなど、分譲地を造成するのに最適であると考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を7区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は雨水浸透槽により地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月13日、午前10時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号1番について事務局から補足願います。

上野農地係長 番号1番について補足します。

本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、番号2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員 議案第4号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により、建売分譲地として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は、那須塩原駅に近く今後の発展に大いに期待できる地域であり、住宅分譲に適しているため今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した転用であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に建売分譲住宅を3棟建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。  
現地調査は、7月14日、午前10時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員

議案第4号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、国道4号三島交差点より南西へ約160メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在妻と子供と私の4人でアパートに暮らしています。小学校にも比較的近い、旧西那須野市街地中心部で交通の便も良く、生活する上でとても良い環境と今後の子供の成長及び生活を考え住宅建築をし、転機したいことから申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月13日、午前9時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に、番号4番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員

議案第4号、番号4番について報告します。

売買による所有権の移転により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立共栄小学校より北東へ約200メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は現在、豊浦南町の共同住宅に夫婦と子供の3人で住んでいます。来年子供が小学校に入学するので実家の近くに住宅を建てたく今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、7月14日、午前9時25分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第4号、番号5番について報告します。

贈与による所有権の移転により一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、二つ室自治公民館より東へ約1.2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は現在家族3人でアパートに住んでいます。そろそろ自分の家を持ちたいと検討していたところ、祖母から生家の隣地にある所有地を勧められ、利便性が良いことからここに住宅を建築するための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した一般住宅であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は、敷地内地下浸透処理とします。

周囲にフェンス等を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、7月13日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、番号6番及び7番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第4号、番号6番について報告します。

使用貸借により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大正堂くろいそみるひいホールより南へ500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は現在家族で賃貸マンションに住んでいます。今後のことを考え戸建て住宅の新築を計画したところ、当該地が実家に隣接しており、やがて両親の介護や将来農業を継ぐために最適であることから申請に至ったとのことです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。

本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

金田 廣衛委員

現地調査は、7月14日、午前9時45分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。  
議案第4号、番号7番について報告します。  
売買による所有権移転によりアパートを建築するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市役所本庁舎より北西へ1.6キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請地は以前は水稻や牧草などを耕作していましたが、譲渡人が双方とも後継者がいないことや、近隣がほぼ住宅地となっており、今回の申請に至ったとのことです。また譲受人の方が個人名ですが、個人のこういう賃貸物件の投資家とのことです。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地にアパートを建築する内容となっています。  
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は地下浸透処理とします。  
周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、7月14日、午前9時35分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。  
次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

石崎 清委員

《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。  
次に、番号8番及び9番について、石崎 清委員の報告を求めます。  
議案第4号、番号8番について報告します。  
使用貸借により一般住宅を建築するための申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
申請地は、那須塩原市立南小学校より東へ約800メートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、申請人は現在家族3人で市内のアパートに住んでいます。将来家族が増えることも考え、住宅建築を計画し、住宅地を探していたところ、祖父から宅地の協力が得られたことから申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。  
本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。  
上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。  
雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。  
周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。  
転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。  
現地調査は、7月13日、午前9時25分頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。  
議案第4号、番号9番について報告します。  
使用貸借により一般住宅を建築するための申請です。

石崎 清委員	<p>申請内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、国道461号一区町交差点より南西へ約500メートルに位置しています。</p> <p>申請に至った経緯は、現在実家に近い貸家に住んでいますが、子供が生まれ手狭になり住宅の建築を計画していました。夫婦共稼ぎで今後子育ての支援を実家に頼ることと、後々両親の将来の看護等を考慮し、実家付近の住宅建築を計画し本申請に至りました。</p> <p>申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地区分となります。</p> <p>本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。</p> <p>事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。</p> <p>上水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。</p> <p>雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。</p> <p>周囲にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。</p> <p>現地調査は、7月13日、午前9時50分頃に行いました。</p> <p>調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>まず、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。</p> <p>次に、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。</p> <p>次に議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p>
高瀬 和夫委員	<p>番号1番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。</p> <p>議案第5号、番号1番について報告します。</p> <p>非農地証明の願い出です。</p> <p>願い出の内容は、議案書記載のとおりです。</p> <p>願い出地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約2.7キロメートルに位置しています。</p> <p>現地調査は、7月14日、午前10時15分頃に行いました。</p> <p>願い出地の現況は車庫及び物置となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、国土地理院の空中写真が添付されています。</p> <p>提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。</p> <p>以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>番号1番について、質疑、ご意見はございますか。</p> <p>《特に意見なし》</p> <p>無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声、多数》</p> <p>異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。</p> <p>次に議案第6号「非農地判断願いについて」を議題といたします。</p> <p>番号1番について、松本 誠治委員の報告を求めます。</p>
松本 誠治委員	<p>議案第6号、番号1番について報告します。</p>

非農地判断の願い出です。  
願い出の内容は、議案書記載のとおりです。  
願い出地は、那須塩原市西那須野学校給食共同調理場より北東へ500メートルに位置しています。  
現地調査は、7月13日、午前10時25分頃に行いました。  
願い出地は山林となっております。  
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないことから、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

議長

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。  
報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。  
次に議案第7号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

上野農地係長

事務局の説明を求めます。  
議案第7号について説明します。  
農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。  
議案書10ページから12ページまでが「利用権設定関係」の案件で8件、合計面積は88,381平方メートルとなります。この内12ページの2件、14,072平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて13ページが「所有権移転関係」の案件で4件、面積は、27,547平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとのことから、市長への回答は決定として問題無いと考えます。

議長

説明が終わりました。  
このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。  
次に議案第8号「令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を議題といたします。

戸山局長補佐

事務局の説明を求めます。  
それでは、議案第8号「令和6年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項（案）の承認について」を御説明いたします。  
本日追加で配付しました、別冊1、議案第8号を御覧ください。

1枚めくっていただき1ページは、要望事項の一覧です。各委員からのご意見を基に、全部で6項目、10点の要望事項となっております。

いただいた要望には、水田活用直接支払交付金に関する要望が多数ございました。

それでは、順番に御説明致します。2ページを御覧ください。

1 条件不利農地に対する支援についての項目では、(1)条件不利農地の改善事業の拡充について、(2)農地バンク事業の借入要件の緩和についての2点を要望したいと思います。

次に、3ページをご覧ください。2 農業後継者の育成・確保対策の拡充についての項目では、(1)農業後継者の育成・確保対策の拡充について、(2)多様な農業人材の育成についての2点を要望したいと思います。

次に、3 農業経営に対する支援についての項目では、(1)農業資材等の高騰への対応

策についてを要望したいと思います。

次に、4 鳥獣被害の対策についての項目では、(1)広域での鳥獣被害防止に係る対策についてを要望したいと思います。

次に、5 水田農業に対する取組みについての項目では、(1)水田農業の施策について(2)水稲の新品種育成について(3)水田活用直接支払交付金の見直しについての3点を要望したいと思います。

最後に、4 ページを御覧ください。6 その他の項目では、(1)有機農業への使用農薬の認定範囲の拡充についてを要望したいと思います。

以上、6項目、10点の要望となります。簡単ではありますが、説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長 追加資料別冊2の1ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が2件で他法令と同日許可としております。以上です。

議長 報告が終了しました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐 報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利動）」を御説明いたします。

「別冊3」を御覧ください。

1ページをご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、6月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

6月は、相続を原因とした権利移動の届出を6件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについてご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第37回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

17番

---

議席番号

1番

---